

周辺に危険や迷惑を及ぼす空き家の解消を進める「空き家対策特例措置法」（空き家法）が5月26日、全面施行された。このことについて太田国交相は閣議後の会見で「財政支援を行うなど、空き家の活用や撤去に取り組む自治体をしっかり応援していきたい」と述べた。

空き家法は今年2月に一部施行している。5月26日からは市町村が倒壊の恐れなど代執行の強制措置を執ったりすることが可能になった。

これに伴い、国交省は同日、対象となる「特定空き家」の判断基準として、① 建物の傾き具合が高さの1/20を超えている ② ゴミの放置でネズミやハエが発生している ③ 道路にはみ出た木の枝が通行を妨げている — などの方針を正式に決定した。

（2015/05/27 読売新聞から）